

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の骨子（案）に対する意見募集の結果

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の骨子（案）について、令和3年9月21日（火）から10月20日（水）までの間、県のホームページなどを通じて、県民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、3名の方から10件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見の内容及びそれに対する県の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
1	全体	全体	<p>基本的に役所仕事の文案であり、ただ「差別の無い社会」というキレイゴトを訴えるだけのものだと思う。本当に我が県にそんな多くの差別があるのか。</p> <p>仮にあったとしても、個別対応で十分であり、憲法の基本的人権の規定で十分。屋上屋を架す必要は無い。</p> <p>特殊なものへの「人権」の安売りはふつうの人々の「人権」を阻害することとなり、社会の分断を招く。</p>	<p>県が平成30年9月に実施した「人権に関する県民意識調査」では、「あなたは、自分の人権が侵害されたと思ったことはあるか」という質問に対し、「ある」と回答した人の割合が26.5%となっています。</p> <p>この条例は、こうした状況も踏まえながら、日本国憲法の定めた法の下での平等の原則及び基本的人権の保障の理念の下、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指して、理念を共有し、基本的施策を明らかにするために制定するものです。</p>
2	全体	全体	<p>私は、以前（定年するまで）中学校に勤めていました。現在の学校教育の中では、県の人権教育の基本方針に則り各市町村教育委員会を中心にして、各学校長が人権同和教育を充実するために、職員の研修はもちろんのこと、各学級担任が各学期に意図的計画的に人権同和教育を適切に進めています。</p> <p>また、相談体制も整えられています。例えば各学校には「いじめ・不登校対策委員会」が設置され、毎月、校長を中心にして話し合いが行われ、適切な対応策がとられています。また、スクールカウンセラーも配置され、児童生徒のみならず、職員や保護者にまで手厚く相談が行われています。</p> <p>ですから、このような条例はいらないと思います。</p>	<p>これまでの学校現場における人権教育の充実や相談体制の整備の取組に対しまして、心から敬意を表します。</p> <p>しかしながら、人権意識の高揚と差別や偏見の解消に努めなければならないのは、学校だけではなく、家庭、地域、職域等の私たちの周りのあらゆる場においてであります。</p> <p>また、近年、性的指向・性自認等を起因とする人権問題、新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷、インターネットによる人権侵害等、新たな人権問題もクローズアップされてきています。</p> <p>こうした状況に対応するため、県、市町村、県民等が力を合わせて、全ての人の人権が尊重される社会を実現していく必要があります。そうした趣旨から、この条例を制定するものです。</p>

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
3	2	3 県の責務	<p>(2) 人権施策の推進に当たる、県民及び事業者の解釈について 【確認】 ここでいう県民とは、本県に居住している方(本県に住民票がある)との理解でよろしいでしょうか。その場合、他県に居住し本県で就労している方に対する人権施策の推進については、連携して取り組む事業者(企業)による活動によって人権施策の推進が図られると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>そもそも、基本的人権は、全ての人に、生まれながらにして備わっているものであり、例えば、県境に暮らす隣県の人が本県に通勤したり、通学したりして、生活圏を一にしている場合に、本県の住民票の有無を問題にして、人権教育及び人権啓発の実施や人権に関する相談支援を断ったりするべきものではないと考えております。 ここでいう「県民」とは、「本県に住民票を有する人」はもとより、運用上は、「本県に関わりを有する全ての人」程度に幅広に捉えるべきものと考えております。</p>
4	2	3 県の責務	<p>「3 県の責務」の(3)に「人権に関する実態の把握に努める」とあるが、順序が逆で、条例案を作る前にまず調査をして、これこれの差別が多いなどの結果を出して、それからそれに応じた条例を案を作成するべきではないか。差別の一般論は無意味。</p>	<p>県では、平成15年度から5年毎に「人権に関する県民意識調査」を実施して、人権に関する県民意識の変化を把握し、人権施策の適切な推進に生かしているところであります。今回の条例の制定に当たっても、こうした調査結果を踏まえながら、取り組んでおります。「3 県の責務」の(3)は、今後ともそうした調査を継続して実施していくことを定めているものです。</p>
5	2	3 県の責務	<p>[下線部を加筆] (3) 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、<u>県が実施した人権施策について、毎年度、成果と課題を含めて公表するものとします。</u></p>	<p>県が人権施策の推進に当たり、人権問題における分野ごとの施策に関する「現状と課題」や「施策の方向」などについては、第6条に規定する「人権施策基本方針」の中で定めていくこととなります。 「県が…毎年度、公表するもの」は、「人権施策基本方針」に基づく「人権施策の実施状況(成果)」が中心となるものと考えております。</p>
6	3	5 差別と偏見のない社会づくりの推進	<p>3項を起こし (3) 県民のネットリテラシー向上に努め、同和問題をはじめとするヘイトスピーチ等のネットモニタリングを実施します。 【理由】 前文にもあるように、様々な人権課題がインターネットを介して行われている現状があることに鑑みると、インターネットによる差別的行為に対応する条文が不可欠であると考えます。</p>	<p>5の(2)において、「県は、前項に掲げる差別と偏見のない社会づくりを推進するため、…必要な措置を講ずるものとし、ネットモニタリング等の取組は可能であると考えております。 なお、インターネット上の人権侵害については、県を超える取組が必要な部分があり、国においても対策が検討されているところでもありますので、ある程度、恒久的な意味を持つ条例において、「ネットモニタリング」という施策を明記するよりは、「人権施策基本方針」の中で検討すべき事項と考えております。</p>

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
7	4	8 相談支援体制	<p>〔下線部を加筆〕 (1) 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関及び相談窓口を有する関係団体の紹介 (2) 県は、前項の支援を円滑に行うため、<u>関係機関及び関係団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、相談窓口を有する関係団体への支援を講ずるもの</u>とします。</p> <p>【理由】 当事者の多様な相談に対応し支援していくためには、できるだけ多くの窓口が必要であると思います。そのため、相談支援体制には窓口を有する関係団体との連携も含めたあり方が望ましいと考えます。一方、関係団体の多くは、その活動費用は自らの持ち出しによるものであり、活動の継続性に困難を抱えています。県が受けた相談者への支援を引き継ぐ関係団体の継続的な支援体制を構築するため、県と連携し得る相談窓口を有する関係団体に対して財政的な支援が必要と考えます。</p>	<p>「関係団体が設置する専門的な相談機関」については、「国、県、市町村等」の「等」の中に含まれると整理しています。</p> <p>また、「関係団体に対する財政的な支援」は、関係団体の設立目的、実施事業内容、これまでの取組実績等、様々な内容を勘案しながら行うべきものであり、あえてこの条例の中で規定する内容ではないと考えております。</p>
8	4	9 市町村、関係団体からの意見の聴取及び県民意識調査	<p>「9 市町村、・・・」の(1)における「反映する」は間違いで、県が主語なのだから「反映させる」ではないか。</p>	<p>「人権施策の推進」は、あくまでも「県は」が主語でありますので、「反映する」が正しいのではないかと考えております。</p>
9	4	9 市町村、関係団体からの意見の聴取及び県民意識調査	<p>〔下線部を加筆〕 (2) 県は、人権に関する県民意識調査を行い、様々な人権問題の置かれている状況を把握・分析することによって、人権施策の効果的な実施に資するよう努めるものとします。</p> <p>【理由】 人権に関する県民意識調査はこれまでも行ってきており、5年ごとの定点観測はその推移が見られることとして意味あるものと考えますが、人権施策の効果的な実施に資するためには、調査結果の分析・評価が必要であると思います。</p>	<p>県では、5年に一度「人権に関する県民意識調査」を行い、「情報の収集、整理、分析」を行っており、この条例では、これらの一連の作業を「状況の把握」と総称しています。</p>
10	-	(条文の追加) 財政上の措置	<p>県は、あらゆる差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。</p> <p>【理由】 施策を推進していくためには、一般財源ではなく個別財源を確保すべきと考えます。</p> <p>関連：8. 相談支援体制【理由】</p>	<p>この条例は、県民の皆様と理念を共有し、人権が尊重される社会づくりを推進していくための指標として定める理念条例でありますので、施策推進のための個別財源を確保するという条文までは考えておりません。施策の実施に必要な予算措置はそれぞれに行っていくことになると考えております。</p>